

令和7年度十日町市飼料価格差補填事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、飼料価格が高止まりしている中で価格転嫁が十分に進んでいない酪農経営及び肉用牛経営（以下「畜産経営」という。）の継続を支援するため、当該飼料価格の上昇分に要した経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、十日町市補助金等交付規則（平成17年十日町市規則第64号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 配合飼料 配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知）第2(1)で定める配合飼料価格安定基金の交付の対象となる飼料をいう。
- (2) 粗飼料 牛に対し餌として給与するもののうち、乾草、稲わら及び牧草等に該当すると判断できるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 十日町市に住所を有する者（法人にあっては、主たる事務所を市内に有する法人）
- (2) 令和6年度に配合飼料価格安定制度に加入した者
- (3) 令和8年度以後も畜産経営を継続する意思を有する者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表で定める補助金算出基礎額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、その金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を除外して算出するものとする。

2 前項の規定により、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、十日町市飼料価格差補填事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 令和6年度に配合飼料価格安定制度に加入したことが確認できる書類

(2) 令和6年度の配合飼料及び粗飼料の購入数量が確認できる書類

(3) 誓約書兼同意書（様式第2号）

（補助金の交付決定等）

第6条 市長は、前条の申請書兼請求書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び交付額の決定を行う。

2 市長は、前項の決定をしたときは、申請者に対して十日町市飼料価格差補填事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知し、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を当該申請者から返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 令和9年度末までに畜産経営を廃業したとき。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付した補助金に係る第7条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

別表（第4条関係）

補助金算出基礎額	補助率等
令和6年度中に購入した配合飼料の数量（t） ×6,800円	1 / 2 以内 ※ 補助額上限 1,000千円（予算 の範囲内）
令和6年度中に購入した粗飼料の数量（t） ×13,000円	

様式第1号（第5条関係）

十日町市飼料価格差補填事業補助金交付申請書兼請求書

補助金の交付を受けたいので、令和7年度十日町市飼料価格差補填事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請及び請求します。

令和 年 月 日

十日町市長 様

申請者 住 所
氏 名
(法人名・代表者名)

1 飼料購入情報及び交付申請額

(令和6年度中に購入した配合飼料と粗飼料の名称、購入先、購入数量)

No.	飼料名称	購入先	購入数量
1			t
2			t
3			t
4			t
5			t
6			t
①配合飼料購入数量 計			t
②粗飼料購入数量 計			t
③配合飼料申請額 (①×6,800円×1/2)			円
④粗飼料申請額 (②×13,000円×1/2)			円
⑤交付申請額 (③+④ (千円未満切捨))			
※上限額100万円			円

2 添付書類

- 令和6年度に配合飼料価格安定制度に加入したことが確認できる書類
- 令和6年度に配合飼料及び粗飼料を購入したことが確認できる書類
- 誓約書兼同意書

3 補助金振込先口座

金融機関名		支店名	
(カガナ)		口座種別	
口座名義人		口座番号	

様式第2号（第5条関係）

誓約書兼同意書

私は、十日町市飼料価格差補填事業補助金の交付申請にあたり、次のとおり誓約並びに同意します。

- 1 申請書（関係書類含む）の内容に虚偽はありません。
- 2 市が補助金交付事務の適正な執行を図るため、書類及び現地調査の必要があると認めた場合、調査に応じます。
- 3 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金を返還します。
- 4 令和9年度末までに廃業したときは、交付を受けた補助金を返還します。

令和 年 月 日

十日町市長 様

住 所
氏 名
(法人名・代表者名)

第 号
年 月 日

様

十日町市長 印

十日町市飼料価格差補填事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請及び請求があった標記補助金について、次のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1 交付決定額	金 円
2 交付条件	(1) この補助金に係る資料等を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。 (2) 十日町市補助金等交付規則及び令和7年度十日町市飼料価格差補填事業補助金交付要綱（以下「交付規則等」という。）の規定を遵守すること。 (3) 交付規則等に違反した場合には、補助金の全部又は一部を市長に返還すること。